

令和5年度いなべ市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年7月4日策定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定める。

2 適用範囲

調達方針は、市の全ての機関における物品等の調達に適用する。

3 対象となる障がい者就労施設等

調達方針の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する施設等とする。

(1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所(A型、B型)

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設(生活介護、就労継続支援及び就労移行支援を行う入所施設)

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)

イ 重度障がい者多数雇用事業所(①～③の全てを満たすもの)

① 障がい者の雇用数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の 20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等

この調達方針による調達を推進すべき物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

ア 食品類(パン、焼き菓子、弁当、あられ等)

イ 小物類(布製品、紙製品、織物、木工、陶器等)

ウ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 印刷(チラシ、ポスター、名刺、しおり、小冊子等)
 - イ リサイクル作業(資源回収、分別等)
 - ウ 封入作業
 - エ データ入力作業
 - オ イベント運営
 - カ 草刈り、草取り
 - キ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務
- (3) 簡易な修繕工事等

5 調達目標

令和5年度の調達目標金額は、3,370,000 円以上とする。

6 調達の推進方法

- (1) 調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 障がい福祉担当課は、障がい者就労施設等から調達可能な物品等の情報を市のすべての機関に対して情報提供する。
- (3) 市の全ての機関は、提供された情報をもとに障がい者就労施設等への発注に努める。
- (4) 発注にあたり、障がい者就労施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等、適切な配慮を行う。

7 調達実績の公表

調達実績は、会計年度が終了次第、障がい福祉担当課が各機関に照会のうえ、集計し、速やかに公表する。

8 その他

この調達方針に関する担当は、障がい福祉担当課とする。